

佐賀県訓令甲第四号

本 庁

現地機関

佐賀県歴史的文書の保存等に関する規程（平成二年佐賀県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

「経営支援本部  
受訓先を 佐賀県公文書館」  
に改める。

第一条中「公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）第三条の規定に基づき、」を削り、「本庁及び所」を「佐賀県公文書館」に改める。

第二条各号を次のように改める。

- 一 歴史的文書 佐賀県公文書館条例（平成二十四年佐賀県条例第七号）第一条に規定する歴史的文書をいう。
- 二 実施機関 佐賀県公文書館管理規則（平成二十四年佐賀県規則第十二号）第二条第一号の実施機関をいう。
- 三 完結文書 組織的に用いるものとして作成し、又は取得した文書で、事案の処理が完了したものをいう。

第三条を次のように改める。

（選別及び引継ぎ）

第三条 佐賀県公文書館長（以下「公文書館長」という。）は、実施機関から引継ぎを受けた文書のうち、保存期間が満了した文書であつて実施機関から延長をしない旨の確認を得たもの及び永久保存文書（保存期間の起算日から三十年以上を経過した文書に限る。）のうちから、歴史的文書を選別しなければならぬ。

2 公文書館長は、実施機関が保管する文書のうち、保存期間が満了した文書であつて、実施機関が保存期間の延長をしないこととしたもののうちから歴史的文書を選別しなければならない。

3 前項の規定により選別した歴史的文書の引継ぎは、歴史的文書引継目録(様式)によるものとする。

第五条を次のように改める。

(保存期間が十年以上である完結文書の引継ぎ)

第五条 公文書館長は、実施機関から保存期間が十年以上の完結文書について引継ぎの申出があつたときは、当該実施機関と協議した上、当該文書の引継ぎを受けるものとする。

第六条中「法務課長」を「公文書館長」に改め、同条第二号中「歴史的文書」を「完結文書」に改める。

第七条中「法務課長」を「公文書館長」に改める。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

附則第二項から第四項まで並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表第十五号中「第二条第一号に規定する公文書等」を「公文書その他の記録」に改める。

様式中「(第3条、第5条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。